

【札幌市立八軒小学校 いじめ防止基本方針】

令和6年3月29日改定

0. はじめに

人間尊重の教育を基盤として、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「札幌市立八軒小学校 いじめ防止基本方針」を策定した。

◇本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。
- ・児童の心を支え、豊かな心を育み、いじめ防止に努めます。
- ・いじめを未然に防止し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ・いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童の心と体を守るという立場に立って事実関係を確かめ、早期に対応する。

2. 「いじめ」を未然に防止するために

「いじめ」についての理解を深め、豊かな心を育成することが、「いじめ」を未然に防止するためには非常に重要なことと捉え、道徳教育をはじめとする心の教育に、教育活動全体を通じて取り組む。

○「学び合い学習」の推進

- ・他者との協働的な学び合いを中心とした授業づくりを推進する。
- ・「学び合い」における授業規律（発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。具体的な子どもの姿として、『8つのめあて』～「学習」の4つ～の活用を進め、定着を目指す。

＜八軒小学校『8つのめあて』～「学習」の4つ～＞

①目・耳・心で聞こう ②進んで考えよう ③友達と学ぼう ④ふりかえろう

○学校生活の基盤を整える

- ・落ち着いた学校生活を過ごすことが、円滑な人間関係を構築する上でとても重要なことであると考え、『8つのめあて』～「生活」の4つ～の活用を進め、定着を目指す。

＜八軒小学校『8つのめあて』～「生活」の4つ～＞

①やさしさいっぱい ②笑顔であいさつ ③時間でスタート ④右側、静かに、いい歩き

○児童会によるいじめ防止

- ・児童主体の活動を実施していく。児童会を中心に、「いじめ」をテーマにした取組を考えたり、各学級で「いじめ」について話し合ったりすることで全校でのいじめ防止への意識化を図る。

- ・「あいさつ運動」や「見守り活動」を通して、児童と児童が気軽に話し掛けられる雰囲気作りや顔見知りの関係作りを行う。

○異学年交流の場の重視

- ・異学年との交流（えんじゅ交流）の充実を図る。（体育会の表現の練習や団体競技での協力、給食交流、えんじゅ交流、6年生とのふれあいなど）

○情報モラル教室を開催

- ・児童及び保護者対象の情報モラルの研修会を実施する。（スマホ・ケータイ安全教室）
- ・インターネットの活用に潜む危険性について理解を深める。

3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

○職員全員で子どもを育て、統一した指導を行う

- ・職員全員で子どもたち全員を育てる意識をもち、情報を共有し、統一した指導を行う。

○子どものよさや困りを捉える

- ・各教職員が得た情報（気になる行為、褒められる行為）を学年研修や職員会議、日常の打合せの中で共有する。

○児童アンケートの実施

- ・児童アンケートを実施し、児童の意識や困りの把握に努める。（年2回実施）
- ・教育委員会による「悩みいじめ調査」を実施する。（年1回実施）

○児童理解は、児童と保護者との関わりから

- ・登下校時の玄関での見守りを通して、児童とのふれあいを行う。
- ・各担任が一人一人の児童と、毎日、対話するよう心掛ける。
- ・連絡無く欠席した児童の家庭には、朝のうちに必ず連絡を入れる。日頃から、児童や保護者との対話を大切にする。

○教育相談の重視

- ・個人懇談を定期的に行う。また、児童アンケートに基づき、定期的に児童と個別の面談をするなどして教育相談を充実し、必要に応じて保護者との面談の機会をもつ。

○対応は迅速に組織で行う

- ・授業のみならず、休み時間や当番などの活動にも目を向け、からかいやいじめにつながる行為などがあれば、その場で指導する。
- ・いじめを発見したら、すぐに学年主任・学びの支援コーディネーター・教頭等に報告・相談し、いじめ対策委員会を臨時に開き、組織で対応する。

○初期対応、事実確認を的確にする。

- ・すぐさまいじめ対策委員会を開き、組織的な対応を図る。また、対応の経過が分かるように会議の記録(議事録)を残しておく。
- ・被害児童や加害児童のほか、周囲の児童にも話を聞き、事実確認を的確に行う。その際はアセスメントシートを活用し、客観的な対応、指導・支援に繋げる。また、集めた情報は ICT も活用し、いじめ対策委員会において共有を図る。
- ・いじめがあった場合、関係する保護者に把握した事実と対応をすぐに連絡し、学校と家庭が情報の共有ができるような体制を確立する。

○被害児童への対応

- ・複数の教員による見守りや休み時間の看護を行い、被害児童の心身の安心・安全の確保を図る。
- ・スクールカウンセラーとの連携を図り、カウンセリングを行う。

- ・学級、学年での指導を本人及び保護者の了解のもと行い、よりよい集団作りを推進していく。
- ・対応終了から3か月を経過した案件について、いじめ対策委員会にていじめ解消の可否を判断する。

○加害児童への対応

- ・被害児童の気持ちを理解させ、本人のいじめの背後にある要因を理解し、保護者との連携のもと継続的に全教職員で支援する。

○いじめ対応の振り返りの重視

- ・学びの支援全体会の中で、本校のいじめの対応事例を確認し、児童理解の場とする。
- ・児童アンケートを実施し、潜在的ないじめの有無を把握し、本校のいじめ対策の評価をする。

4. 校内体制について

○いじめ対策委員会について

- ・組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。校長が不在時は、教頭が責任者である校長に報告し決裁を得る。
- ・構成メンバーは、「校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・学びの支援コーディネーター・各学年担当者、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）」とする。また、状況に応じて特別支援教育巡回相談員、学びのサポーター、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、いじめ対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その際は、定例の会議で再度確認する。
- ・いじめ対策委員会は、月一回定期的に行い、本校におけるいじめ防止の取組や児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関する活動を行うとともに、相談内容の把握、児童・保護者への対応、いじめの認知・解消を行うものとする。
- ・いじめの相談があった場合には、即座にいじめ対策委員会を開催し、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。それぞれの立場や専門性、児童との関係性を考慮の上、問題解決までの役割分担を行い、いじめ問題に対応する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報として取扱を考慮しながら、本校の教職員が共有するだけでなく、進級・進学の際にも引き継ぎを確実に行っていく。
- ・方針に沿って、全職員が一丸となって対応する。
- ・いじめの解消の判断は、国の方針で定められてる事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ対策委員会において行う。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について児童や保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5. 関係機関との連携について

- ・いじめ対策委員会にていじめを認知し、対応を協議するが、場合によって、SC・SSW・特別支援教育巡回相談員などの関係機関とともに対応にあたる。また、重大事態への対処については、札幌市教育委員会へ報告し、法に則して、札幌市教育委員会に指導・助言を求めて関係機関と連携をとり、学校として組織的に動く。※「6. 重大事態への対処」参照

- ・「いじめは絶対に許さない。許されない。」という認識を地域に広げるため、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話合いの場をもつことを大切にする。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められるとき場合には、警察への相談・通報を行う。

6. 重大事態への対処

生命及び心身または財産に重大な被害が生じる疑いや相当期間学校を欠席せざるを得ない疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ②札幌市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。
- ③事実関係を把握するための調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童、保護者、関係機関へ事実関係、その他必要な情報を提供する。

7. 「いじめ」の疑いを把握した場合のフローチャート

